

令和7年1月17日

令和6年度 第3回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料1-2

令和7年度 福岡支部保険料率について

令和7年度保険料率について(支部評議会における意見)

令和6年10月に開催した支部評議会において、協会は、

- ◆ 保険給付費の増加が見込まれること
- ◆ 団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること
- ◆ 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じるおそれがあること
- ◆ 協会けんぽの財政については、「中長期で考えていく」という基本的なスタンスを変えていないこと

※ 第126回全国健康保険協会運営委員会(令和5年12月4日開催)理事長発言要旨

(資料1-1「令和7年度保険料率について」の7頁参照)

などについて丁寧に説明した上で、特段の意見があれば「令和7年度保険料率についての支部評議会における意見」を提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

※()内は昨年の支部数

意見の提出なし 0支部(0支部)

意見の提出あり 47支部(47支部)

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 平均保険料10%を維持するべきという支部 | 36支部(40支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 10支部(6支部) |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 1支部(1支部) |

(保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし)

令和7年度 保険料率の計算の前提

健康保険の令和7年度保険料率

1. 平均保険料率

- 令和7年度の平均保険料率については、令和6年度と同率の10.00%とする。

2. インセンティブ制度

- インセンティブ保険料率については、千分の〇・一（0.01%）とする。
- 令和5年度の実績に基づき上位15支部に対して報奨金を付与し、令和7年度保険料率の引き下げを行う。

3. 精算

- 各支部において、令和5年度決算で生じた地域ごとの差額に伴う精算を行うこととなる。

4. 変更時期

- 4月納付分（3月賦課分）から改定。

介護保険の令和7年度保険料率

令和7年度の介護保険料率については、介護納付金の額が決定したことから1.59%となる。

（令和6年度1.60%から0.01%引き下げ）

なお、変更時期については健康保険料率と同じ4月納付分（3月賦課分）からとする。

令和7年度の都道府県単位保険料率

＜令和7年度の福岡支部保険料率＞

前項の前提を踏まえると、令和7年度の福岡支部の保険料率は、令和6年度と比較して
0.04%の引き下げとなる見込み。

令和6年度

10.35%



令和7年度

10.31%

令和7年度 福岡支部保険料率の算出・変動要因等

<支部保険料率の算出と変動要因>

① 支部保険料率の算出・変動要因	②令和7年度	③令和6年度	④差分(②-③)
1. 所要保険料率(※) 「支部ごとの医療費にかかる料率」と「全国一律の料率」の合計で算出 ◆「支部ごとの医療費にかかる料率」が令和6年度から減少 ・ 令和7年度【5.6502%】 - 令和6年度【5.7333%】 = 【▲0.0831%】 ◆「全国一律の料率」が令和6年度から増加 ・ 令和7年度【4.6536%】 - 令和6年度【4.6006%】 = 【+0.053%】	10.3038...%	10.3339...%	▲0.0301...%
2. インセンティブ制度の加算・減算率 福岡支部は加算のみで、加算額は 4.65億円 (※)となり、 約0.010%の引き上げ ※ 令和5年度の支部総報酬額(実績値)に0.010%を乗じて算出	+0.0096...%	▲0.0455...%	+0.0551...%
3. 令和5年度決算における支部別収支差の精算による影響 福岡支部の支部別収支は、 約3.16億円のプラス となり、 約0.0065%の引き下げ	▲0.0065...%	+0.0572...%	▲0.0637...%
■ 令和7年度支部保険料率 : 10.31% (小数第三位を四捨五入)	<令和7年度> 10.3069...%	<令和6年度> 10.3456...%	<差分合計> ▲0.0387...%

➤ 保険料納付額への影響(40歳未満…介護保険料なし)

標準報酬月額320,000円の被保険者の場合: $320,000円 \times \blacktriangle 0.04\% = \blacktriangle 128円$ (折半で▲64円)

➤ 保険料納付額への影響(40歳以上…介護保険料あり)

標準報酬月額320,000円の被保険者の場合: $320,000円 \times (\blacktriangle 0.04 + \blacktriangle 0.01)\% = \blacktriangle 160円$ (折半で▲80円)

福岡支部の都道府県単位保険料率の推移

年度	全国平均	福岡支部	激変緩和率	インセンティブ制度(加減算)			備 考
				加算率 (加算額)	減算率 (減算額)	加減算率 (加減算額)	
平成20年度	8.20%	8.20%	－	－	－	－	10月に協会発足
平成21年度	8.20%	8.24%	10分の1.0	－	－	－	9月より都道府県単位 保険料率設定
平成22年度	9.34%	9.40%	10分の1.5	－	－	－	準備金残高マイナス、料率引き上げ 3年間の特例措置実施
平成23年度	9.50%	9.58%	10分の2.0	－	－	－	
平成24年度	10.00%	10.12%	10分の2.5	－	－	－	23年度決算で準備金赤字額を 前倒しで解消
平成25年度	10.00%	10.12%	10分の2.5	－	－	－	準備金取り崩し(料率設定時点) により10%維持
平成26年度	10.00%	10.12%	10分の2.5	－	－	－	準備金取り崩し(料率設定時点) により10%維持
平成27年度	10.00%	10.09%	10分の3.0	－	－	－	25、26年度の黒字により準備金 残高が法定準備金を上回る
平成28年度	10.00%	10.10%	10分の4.4	－	－	－	
平成29年度	10.00%	10.19%	10分の5.8	－	－	－	
平成30年度	10.00%	10.23%	10分の7.2	－	－	－	
令和元年度	10.00%	10.24%	10分の8.6	－	－	－	
令和2年度	10.00%	10.32%	－	0.004% (167)	－ (－)	0.004% (167)	激変緩和措置は政令の期限どおり終了 インセンティブ制度は加算のみ
令和3年度	10.00%	10.22%	－	0.007 (303)	0.018 (775)	▲0.011 (▲472)	
令和4年度	10.00%	10.21%	－	0.007 (305)	－ (－)	0.007 (305)	インセンティブ制度は加算のみ
令和5年度	10.00%	10.36%	－	0.010 (445)	－ (－)	0.010 (445)	インセンティブ制度は加算のみ
令和6年度	10.00%	10.35%	－	0.010 (454)	0.055 (2,545)	▲0.045 (▲2,090)	
令和7年度	10.00%	10.31%	－	0.010 (465)	－ (－)	0.010 (465)	インセンティブ制度は加算のみ

※ インセンティブ制度(加減算)欄の額の単位:百万円